

平成20年 4月11日

保護者様

横浜市立東高等学校  
校長 田村 泰行

いつも東高等学校の教育活動にご支援・ご協力いただきましてありがとうございます。

本校の「**風水害等の警報発令時における措置**」及び「**大規模地震警戒宣言発令時における措置**」についてお知らせいたします。なお、平成19年度の内容を一部変更いたしましたのでご注意ください。

### 風水害等の警報発令時における措置

- 1 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に  
①午前7時の時点で発令中の場合は、午前10時まで「自宅待機」とします。  
②午前10時の時点で  
イ 発令中の場合は、「臨時休業」とします。（部活動も一日中止とします。）  
ロ 解除されている場合は、午後1時までに登校させてください。  
（登校する時は安全に留意してください。SHR後5・6時間目の授業を実施予定です。）
- 2 「大雨警報」や「洪水警報」については、状況を見て安全が確認できしだい登校させていただきます。
- 3 登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された時は、速やかに「授業時間繰り上げ」措置を講じ、原則として帰宅させます。「大雨警報」や「洪水警報」については、状況を見ながら適切な措置を講じます。

### 大規模地震警戒宣言発令時における措置

- 1 在宅時  
学校は臨時休業とします。
- 2 登校時  
学校は臨時休業とします。  
ただし、学校の近くまで来ているときはそのまま登校するようにしてください。その後、帰宅させるか学校に留め置くかを決定します。
- 3 登校後  
授業を打ち切り、原則として帰宅させます。  
ただし、状況によっては学校に留め置く場合もあります。
- 4 学校行事実施中（修学旅行・遠足等）  
学校行事等を中止し、状況によって生徒を安全な場所へ避難誘導の上、原則として帰校させます。その後、帰宅させるか学校に留め置くかを決定します。

#### ☆注意事項

学校への電話による問い合わせはしないようにしてください。ただし、登下校中に事故が発生した場合には、速やかに連絡してください。